|  |
| --- |
| 給水装置工事中間（分岐等）検査申込書年　　月　　日　吹田市水道事業管理者　宛吹田市水道条例第９条第2項及び同条例施行規程第13条の規定の基づき、給水装置工事の中間検査（分岐等）を申し込みます。（指定給水装置工事事業者）吹田市指定番号　第　　　　　　号住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 受付番号 | 　　　　　　－ |
| 工事場所 | （住所）吹田市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 工種箇所数 | □ 分岐　　　箇所（断水 無・有 ）　□ 撤去　　　箇所（断水 無・有 ）□ 分岐（不断水割T字管）　□ その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 検査希望日 | 年　　月　　日　　□ 午前　□ 午後 |

（注意事項）

|  |  |
| --- | --- |
| 検査日時 | 　　　　年　　月　　日　　時　　分 |

1. 断水を伴う施工は、原則として休日及び休日の前日を除く、平日の午後からの検査になります。

|  |
| --- |
| 受付処理 |
|  |

1. 不断水割T字管は、原則として平日の午後からの検査になります。
2. 申込みは、希望日の1週間以上前に行ってください。
3. 検査日は、状況によってご希望に添えない場合があります。